



三重県公報

令和元年5月24日(金)

第 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
4	三重県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	(森林・林業経営課)	2
告 示			
48	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地域福祉課)	12
49	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	12
50	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	13
51	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	13
52	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(同)	13
53	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	14
54	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	14
55	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	14
56	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	15
57	保安林の指定をする予定である旨の通知	(治山林道課)	15
58	同伴	(同)	15
59	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	16
60	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	17
61	構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の住所の変更	(建築開発課)	18
公 告			
	土地改良区役員の退任の届出	(農地調整課)	18

規 則

三重県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年五月二十四日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第四号

三重県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

三重県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十五年三重県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。
第一号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 3 条関係）

林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書

（林業・木材産業改善措置に関する計画）

年 月 日

三重県知事 宛て

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名 印

林業・木材産業改善資金に係る貸付資格の認定を受けたいので、三重県林業・木材産業改善資金貸付規則第 3 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

林業・木材産業改善措置に関する計画

1 林業・木材産業改善措置の目標

林業・木材産業改善措置の目的	該当するものに○印を記載	添付する別紙
林業経営又は木材産業経営の改善		別紙 1
林業労働に係る労働災害の防止		別紙 2
林業労働に従事する者の確保		別紙 3

（注） 林業・木材産業改善措置の目標については、その目的の区分に応じ、添付する別紙を選択すること。

2 林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

林業・木材産業改善措置の内容	該当するものに○印を記載	添付する別紙
機械又は施設の導入		別紙 4
森林施業の実施に係るもの		別紙 5
立木取得に係るもの		別紙 6
上記以外の内容のもの		別紙 7

（注） 林業・木材産業改善措置の内容については、その区分に応じ、添付する別紙を選択すること。

3 林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

林業・木材産業改善資金貸付残高									
円（ 年 月 日現在）									
区 分	総事業費（注1）					計 （注2）	資金調達		
							改 善 資 金	その他の 借 入 金	自 己 資 金
年度									
年度									
年度									
年度									
年度									
年度									
年度									
年度									
年度									
年度									
年度									
合計									

(注) 1 総事業費の区分欄は、改善措置の取組の具体的な内容（機械・施設の導入、間伐の実施、作業路の開設、立木の購入等）を記載すること。また、改善措置に係る具体的な内容が複数ある場合は全て記載することとし、資材購入等の林業・木材産業の経営改善に伴い必要となる改善措置も区分して記載すること。

2 改善措置を複数年度で行うことを計画している場合は、各年度毎の総事業費及び資金内訳を記載すること。

3 2 に該当する場合、総事業費の計の各年度の合計欄は、2 表の林業・木材産業改善措置の内容に応じて添付する別紙における年度ごとの所要額の計の欄の数値と一致させること。

(添付資料)

- 1 法律の特例に該当し、償還期間が 10 年を超えるもの又は据置期間が 3 年を超えるものとする場合は、各法律の特例に該当する旨を証明する書類（事業計画の認定書の写し等）
- 2 上記のほか、知事が必要と認める書類

別紙 1 (林業経営又は木材産業経営の改善を目的とする場合)

林業・木材産業改善措置の目標

1 林業経営又は木材産業経営の現状と目標

項目	現状	目標
従業員数 (個人の場合、家族従事者数を内書)	人 (人)	人 (人)
資本金又は出資金 (法人のみ)	万円	万円
資本装備の状況 (注 1)		
生産等の状況 (注 2)		
年間収入 (法人の場合、年間売上高) (注 3)	万円	万円
年間所得 (法人の場合、年間営業利益) (注 3)	万円	万円

(注) 1 資本装備の状況の欄は、事業実施に必要な主な施設や機械器具等の設置状況について記載すること。

2 生産等の状況の欄は、林業又は木材産業に係る経営規模、年間事業量等を記載すること。

3 年間収入・年間売上高及び年間所得・年間営業利益の欄は、林業又は木材産業に係るものを記載すること。

2 林業・木材産業改善措置の具体的目標

改善項目 (注 1)	現状 (年度) (注 2)	目標 (年度) (注 2)	1 との関係 (注 3)

(注) 1 改善項目の欄は、林業・木材産業改善措置を実施することにより直接効果の現れる指標 (生産性の向上、生産量の増加、生産及び販売コストの削減、品質の向上、販売量の増加、売上高の増加等) を記載すること。

2 現状及び目標の欄は、申請時点における改善項目の現状と、改善措置計画終了時点の目標を原則として数値で記載し、年度も記載すること。

3 改善措置を複数年度で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度毎の目標を記載すること。

4 1 との関係の欄は、目標と 1 で記載する年間収入 (年間売上高) 又は年間所得 (年間営業利益) との関係を記載すること。

(規格 A4 版)

別紙 2 (林業労働に係る労働災害の防止を目的とする場合)

林業・木材産業改善措置の目標

(林業労働従事者用)

項目	現状 (年度)	目標 (年度)
年間従事日数	日	日
保有安全衛生施設		
労働災害防止 (注 1)		

(注) 1 労働災害防止の欄は、申請時点における災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と改善措置計画終了時点の目標を記載し、年度も記載すること。

2 改善措置を複数年度で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度毎の目標を記載すること。

(雇用主 (個人を含む。) 用)

項目	現状 (年度)	目標 (年度)
従業員数 (注 1)	人	人
年間延べ雇用量 (注 1)		
保有安全衛生施設		
労働災害防止 (注 2)		

(注) 1 従業員数及び年間延べ雇用量の欄には、家族従事者を含めること。

2 労働災害防止の欄は、申請時点における災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と改善措置計画終了時点の目標及び年度を記載すること。

3 改善措置を複数年度で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度毎の目標を記載すること。

(規格 A4 版)

別紙 3 (林業労働に従事する者の確保を目的とする場合)

林業・木材産業改善措置の目標

項目	現状 (年度)	目標 (年度)
従業員数 (注 1)	人	人
年間延べ雇用量 (注 1)		
保有福利厚生施設		
労働従事者の確保 (注 2)		

(注) 1 従業員数及び年間延べ雇用量の欄には、家族従事者を含めること。

2 労働従事者の確保の欄は、申請時における新規雇用者数、従業員全体に占める若年（例えば 40 歳未満）従業員数の割合等の労働従事者の確保に係る現状と改善措置計画終了時点の目標及び年度を記載すること。

3 改善措置を複数年度で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度毎の目標を記載すること。

(規格 A4 版)

別紙 4 (機械・施設の導入の場合)

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

_____年度

項目	現在設置している機械・施設	導入機械・施設
目的		
機械・施設名等 (注2)		
規格・能力等 (注2)		
導入時期	購入： _____年 月 日	設置予定： _____年 月 日
台数	_____台	_____台
単価	_____円	_____円
所要額	_____円	_____円
その他 (注3)	処分方法 (廃棄・下取・継続使用)	①更新・新規 ②新品・中古 (_____年製造) ③購入・賃貸

(注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。

また、導入が複数ある場合は、表を追加や加工するなどして、様式を変更すること。

2 機械・施設名等及び規格・能力等の欄は、内容が分かる写真又はパンフレットを添付する場合には記載を省略できる。

3 その他の欄には、各欄に記述できない必要事項を記載すること。

(規格A4版)

別紙 5 (森林施業の実施に係るものである場合)

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

_____年度

項目		内容					
目的							
施業対象森林の概要		別紙のとおり(注2)					
作業種	森林の位置	作業種別の事業計画					
		事業開始時期～終了時期	齢級	面積	材積	延長	所要額
間伐							
	計						
複層伐							
	計						
作業路の開設・改良							
	計						
合計							

- (注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。
 2 施業対象森林の概要は、位置及び現況(樹種別・林種別・齢級別の面積、蓄積)を別紙に記載すること。また、位置を明らかにした図面を添付すること。

(規格A4版)

別紙 6 (立木取得に係るものである場合)

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

年度 _____

伐採対象立木 (注 2, 3)											取得予 定年月 日	取得対 象立木 (注5)	所要額
立木 所有 者の 氏名	立木の位置			立木の樹種、樹齢及び材積									
	市 町 村	地 番	林 小 班	人工林 (注 4)			天然林 (注 4)			計 材 積			
				樹 種	樹 齢	材 積	樹 種	樹 齢	材 積				
計													

- (注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。
 2 伐採対象立木には、権限に基づき管理している立木を記載すること。
 3 林小班ごとに記載すること。
 4 樹種及び樹齢が複数のは、主たるものを記載すること。
 5 取得対象立木欄には、林業・木材産業改善資金で取得を予定している立木につき○を付すこと。
 6 林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期に応じて必要となる項目を追加するなど様式を変更すること。

(添付資料)

- 1 取得対象立木を明示した伐採対象立木の位置図
- 2 木材加工業者と締結した木材の安定供給に係る協定等の写し

(規格 A4 版)

別紙 7 (その他の取組の場合)

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

_____年度

項目	内容
・研修 ・指導又は助言 ・調査 ・その他(注2)	
実施時期	年 月 日
所要額	円

- (注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。
- 2 該当する項目に○を記載し、内容の欄には、研修等を受ける目的と内容(受講先、受講名等)を記載すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に三重県知事に対してなされている改正前の三重県林業・木材産業改善資金貸付規則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づく申請は、改正後の三重県林業・木材産業改善資金貸付規則に基づく申請とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所定の調整をして使用する事ができる。

告 示

三重県告示第 48 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和元年 5 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
Toki Dental Clinic	桑名市有楽町 25 番地 第 2 アヅマヤビル 1F	令和元年 5 月 1 日
どんぐり診療所	いなべ市大安町石樽下 113 番地 3	平成 31 年 4 月 1 日
桑名もり内科	桑名市大字西方 499 番地	令和元年 5 月 1 日
紀南調剤薬局	南牟婁郡御浜町阿田和 4735	平成 31 年 4 月 1 日
はあと薬局 大台店	多気郡大台町栃原 1150-2	平成 31 年 4 月 1 日
伊勢調剤薬局 一之木店	伊勢市一之木 4 丁目 845-2	平成 31 年 4 月 1 日
あのおクリニック	津市一身田上津部田 1817	平成 31 年 4 月 1 日
訪問看護ステーションあいさ	津市上浜町 6 丁目 78-1 津西コーポ 201	平成 31 年 4 月 1 日
キョーワ薬局 いなべ店	いなべ市北勢町阿下喜 1007 番地	令和元年 5 月 1 日
きない心のクリニック	津市藤方 66	令和元年 5 月 1 日
ドライブスルーしろやま薬局	津市藤方 35-1	令和元年 5 月 1 日
みたき総合病院	四日市市生桑町菰池 458-1	平成 31 年 4 月 1 日
スギ薬局 羽津東店	四日市市八田 1 丁目 1-27	令和元年 5 月 1 日
クスリのアオキ松阪川井町薬局	松阪市川井町 772-32	令和元年 5 月 1 日
医療法人糖クリ すずか糖尿病クリニック	鈴鹿市道伯 5 丁目 24-19	令和元年 5 月 1 日
訪問看護スイート	桑名市大字播磨 1120 番地 1	平成 31 年 4 月 1 日
薬王堂医院	松阪市嬉野薬王寺町 786	平成 31 年 4 月 1 日
くわな共立クリニック	三重郡朝日町縄生 353 番 1	平成 31 年 4 月 1 日
永井外科内科	鈴鹿市神戸八丁目 27 番 35 号	平成 31 年 4 月 1 日

三重県告示第 49 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和元年 5 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
-----------	-----	---------	-------

もりえい病院附属湾岸さくらクリニック	桑名郡木曾岬町大字和富 10 番 17	もりえい病院附属伊勢湾岸クリニック	平成 31 年 4 月 1 日
四日市検診クリニック	四日市市生桑町菰池 450-3	みたき検診クリニック	平成 31 年 4 月 1 日

三重県告示第 50 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和元年 5 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
株式会社コモノ薬局	三重郡菰野町菰野 1337-5	平成 31 年 3 月 30 日
紀南調剤薬局	南牟婁郡御浜町阿田和 4735	平成 31 年 3 月 31 日
あのおクリニック	津市一身田上津部田 1817 番地	平成 31 年 3 月 31 日
はあと薬局大台店	多気郡大台町栃原 1150-2	平成 31 年 3 月 31 日
薬王堂医院	松阪市嬉野薬王寺町 786	平成 31 年 3 月 31 日
どんぐり診療所	いなべ市大安町石樽下 113-3	平成 31 年 3 月 31 日
株式会社 長谷部薬局	津市東丸之内 18-16	平成 31 年 3 月 31 日
伊室眼科医院	伊賀市上野丸之内 22 の 2	平成 31 年 3 月 31 日
永井外科内科	鈴鹿市神戸八丁目 27-35	平成 31 年 3 月 31 日
くわな共立クリニック	三重郡朝日町縄生 353 番 1	平成 31 年 3 月 31 日

三重県告示第 51 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和元年 5 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
佐田歯科	伊勢市小俣町明野 382-12	平成 31 年 4 月 9 日

三重県告示第 52 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和元年 5 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
Toki Dental Clinic	桑名市有楽町 25 番地 第 2 アヅマヤビル 1F	令和元年 5 月 1 日
どんぐり診療所	いなべ市大安町石樽下 113 番地 3	平成 31 年 4 月 1 日
桑名もり内科	桑名市大字西方 499 番地	令和元年 5 月 1 日
紀南調剤薬局	南牟婁郡御浜町阿田和 4735	平成 31 年 4 月 1 日
はあと薬局 大台店	多気郡大台町栃原 1150-2	平成 31 年 4 月 1 日
伊勢調剤薬局 一之木店	伊勢市一之木 4 丁目 845-2	平成 31 年 4 月 1 日
あのおクリニック	津市一身田上津部田 1817	平成 31 年 4 月 1 日
訪問看護ステーションあいさ	津市上浜町 6 丁目 78-1 津西コーポ 201	平成 31 年 4 月 1 日
キョーワ薬局 いなべ店	いなべ市北勢町阿下喜 1007 番地	令和元年 5 月 1 日
きない心のクリニック	津市藤方 66	令和元年 5 月 1 日

ドライブスルーしろやま薬局	津市藤方 35-1	令和元年 5 月 1 日
みたき総合病院	四日市市生桑町菰池 458-1	平成 31 年 4 月 1 日
スギ薬局 羽津東店	四日市市八田 1 丁目 1-27	令和元年 5 月 1 日
クスリのオオキ松阪川井町薬局	松阪市川井町 772-32	令和元年 5 月 1 日
医療法人糖クリ すずか糖尿病クリニック	鈴鹿市道伯 5 丁目 24-19	令和元年 5 月 1 日
訪問看護スイート	桑名市大字播磨 1120 番地 1	平成 31 年 4 月 1 日
薬王堂医院	松阪市嬉野薬王寺町 786	平成 31 年 4 月 1 日
くわな共立クリニック	三重郡朝日町繩生 353 番 1	平成 31 年 4 月 1 日
永井外科内科	鈴鹿市神戸八丁目 27 番 35 号	平成 31 年 4 月 1 日

三重県告示第 53 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和元年 5 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
もりえい病院附属湾岸さくらクリニック	桑名郡木曾岬町大字和富 10 番 17	もりえい病院附属伊勢湾岸クリニック	平成 31 年 4 月 1 日
四日市検診クリニック	四日市市生桑町菰池 450-3	みたき検診クリニック	平成 31 年 4 月 1 日

三重県告示第 54 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和元年 5 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
株式会社コモノ薬局	三重郡菰野町菰野 1337-5	平成 31 年 3 月 30 日
紀南調剤薬局	南牟婁郡御浜町阿田和 4735	平成 31 年 3 月 31 日
あのおクリニック	津市一身田上津部田 1817 番地	平成 31 年 3 月 31 日
はあと薬局大台店	多気郡大台町栃原 1150-2	平成 31 年 3 月 31 日
薬王堂医院	松阪市嬉野薬王寺町 786	平成 31 年 3 月 31 日
どんぐり診療所	いなべ市大安町石樽下 113-3	平成 31 年 3 月 31 日
株式会社 長谷部薬局	津市東丸之内 18-16	平成 31 年 3 月 31 日
伊室眼科医院	伊賀市上野丸之内 22 の 2	平成 31 年 3 月 31 日
永井外科内科	鈴鹿市神戸八丁目 27-35	平成 31 年 3 月 31 日
くわな共立クリニック	三重郡朝日町繩生 353 番 1	平成 31 年 3 月 31 日

三重県告示第 55 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和元年 5 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
-----------	-----	-------

佐田歯科	伊勢市小俣町明野 382-12	平成 31 年 4 月 9 日
------	-----------------	-----------------

三重県告示第 56 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和元年 5 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 年 月 日
薬局	紀南調剤薬局	南牟婁郡御浜町阿田和 4735		薬局	平成 31 年 4 月 1 日
薬局	はあと薬局 大台店	多気郡大台町栃原 1150-2		薬局	平成 31 年 4 月 1 日
薬局	キョーワ薬局 いなべ店	いなべ市北勢町阿下喜 1007 番地		薬局	令和元年 5 月 1 日
薬局	スギ薬局 羽津東店	四日市市八田 1 丁目 1-27		薬局	令和元年 5 月 1 日
薬局	ドライブスルーしろやま薬局	津市藤方 35-1		薬局	令和元年 5 月 1 日
病院	えがおつくる矯正歯科	名張市希中央 5 番町 162 番地	矯正歯科	歯科矯正	令和元年 5 月 1 日

三重県告示第 57 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和元年 5 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所
度会郡度会町川上宇脇谷 558（次の図に示す部分に限る。）、559、560、字アセ河内 561、562、570、571
- 2 保安林指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び度会町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 58 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和元年 5 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所
度会郡度会町鯉川字川向鯉川山 948 の 30（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び度会町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 59 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和元年 5 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 421 号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
桑名市大字蓮花寺字高塚下 1417 番 1 地先 から 桑名市大字蓮花寺字高塚下 1460 番 1 地先 まで	旧	26.00～69.00	71.00
	新	26.00～45.00	71.00

第 2

1 道路の種類 県道

2 路線名 湯の山温泉線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
三重郡菰野町大字菰野字湯の山 8522 番 3 地先 から 三重郡菰野町大字菰野字小路谷 8497 番 14 地先 まで	新	5.40～31.10	348.60

第 3

1 道路の種類 県道

2 路線名 湯の山温泉線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
三重郡菰野町大字菰野字湯の山 8522 番 3 地先 から 三重郡菰野町大字菰野字一之谷 8503 番 2 地先 まで	旧	4.00～23.50	1,900.70

第 4

1 道路の種類 県道

2 路線名 千草赤水線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
三重郡菰野町大字潤田字本戸 4400 番 1 地先 から 三重郡菰野町大字吉沢字八反田 155 番 4 地先 まで	旧	9.20～27.90	2,272.70
	旧新	10.80～50.80	2,026.00

第 5

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 260 号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル

度会郡南伊勢町東宮字出屋敷 751 番 5 地先 から 度会郡南伊勢町東宮字かとけ 2408 番 1 地先 まで	旧新	7.40～15.70	152.50
	新	8.70～21.60	136.10

第 6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊勢松阪線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡明和町大字根倉字里前 1362 番 3 地先 から 多気郡明和町大字行部字東浦 257 番 3 地先 まで	旧	9.20～15.90	38.40
	新	14.00～16.00	38.40

第 7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 阿児磯部鳥羽線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
志摩市阿児町国府字大谷 1397 番地先内	旧	3.37～3.70	29.48
	新	3.53～8.34	29.48

第 8

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 阿児磯部鳥羽線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
志摩市磯部町三ヶ所字西ノ浦 110 番 5 地先内	旧	2.76～3.20	17.38
	新	3.12～11.83	17.38

第 9

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 422 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市諏訪字中山 3634 番 2 地先 から 伊賀市三田字寺子 912 番 9 地先 まで	旧	4.00～65.00	5,978.30
	旧新	10.70～119.70	5,092.00

三重県告示第 60 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和元年 5 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 477 号	三重郡菰野町大字菰野字御在所ヶ嶽一之谷 8503 番 1 地先内	令和元年 5 月 24 日
県道 桑名川越線	三重郡朝日町大字繩生字橋元 3043 番地先内	令和元年 6 月 7 日
県道 湯の山温泉線	三重郡菰野町大字菰野字湯の山 8522 番 3 地先 から 三重郡菰野町大字菰野字小路谷 8497 番 14 地先 まで	令和元年 5 月 24 日
一般国道 166 号	松阪市小片野町字欠ノ山 2392 番地先 から 松阪市小片野町字欠ノ山 2388 番 1 地先 まで	令和元年 5 月 24 日
県道 伊勢松阪線	多気郡明和町大字根倉字里前 1362 番 3 地先 から 多気郡明和町大字行部字東浦 282 番 22 地先 まで	令和元年 5 月 29 日
県道 南島紀勢線	度会郡大紀町大字崎字三十郎 3053 番 1 地先内	令和元年 5 月 24 日

県道 横輪南勢線	度会郡南伊勢町伊勢路字梅ノ木谷 3534 番 2 地先内	令和元年 5 月 24 日
県道 安乗港線	志摩市阿児町安乗字林山 371 番 2 地先内	令和元年 5 月 24 日

三重県告示第 61 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により、構造計算適合性判定（以下「判定」という。）を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の住所を次のとおり変更しましたので、同法第 77 条の 35 の 8 第 4 項の規定により公示します。

令和元年 5 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の名称
株式会社国際確認検査センター

- 2 変更内容

機関の住所	
変更前	変更後
大阪府大阪市中央区北浜三丁目 7 番 12 号	東京都中央区京橋二丁目 8 番 7 号

- 3 変更年月日

令和元年 6 月 1 日

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

令和元年 5 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

八王子土地改良区（四日市市八王子町 260 番地 1）

退任理事

四日市市八王子町 2056 番地 2

吉 田 貞 治

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
